

1. 令和7年第4回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和7年12月2日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第116号 専決処分した事件の承認について（財産の無償貸付について）
- 日程4 議案第117号 郡上市農業委員会委員の任命同意について
- 日程5 議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程6 議案第119号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
について
- 日程8 議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程9 議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
制定について
- 日程10 議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程11 議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第127号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程15 議案第128号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第129号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第130号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につい
て
- 日程18 議案第131号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）に
ついて
- 日程19 議案第132号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第3号）について
- 日程20 議案第133号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程21 議案第134号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について
- 日程22 議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管
理者の指定について

- 日程23 議案第136号 白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について
 日程24 議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について
 日程25 議案第138号 財産の無償譲渡について（郡上市和良農産物加工施設）
 日程26 議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）
 日程27 報告第16号 令和6年度郡上市病院事業会計予算事故繰越計算書の報告について
 日程28 議報告第14号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
 日程29 議報告第15号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	11番	長岡文男
12番	田代まさよ	13番	田中義久
15番	森藤文男	16番	原喜与美
17番	野田かつひこ	18番	清水敏夫

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 本田教治

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
教育長	熊田一泰	市長公室長	河合保隆
総務部長	加藤光俊	総務部付部長	村瀬正純
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
農林水産部付部長	伊藤公博	商工観光部長	粥川徹

建設部長	三輪幸司	環境水道部長	遠藤貴広
郡上偕楽園長	成瀬敦子	教育次長	長尾実
会計管理者	中山洋	消防長	兼山幸泰
郡上市民病院事務局長	藤田重信	国保白鳥病院事務局長	蓑島康史

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤貴代	議会事務局 議会総務課長	野田知孝
議会事務局 議会総務課 主 任	荻本 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和7年第4回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であります。本日の欠席議員は、10番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで毎回皆様方にはお願いを申し上げておりますが、携帯電話をお持ちの方は、いま一度、マナーモードにするか、また電源をお切りになるよう、御配慮のほうよろしくお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、16番 原喜与美議員、17番 野田かつひこ議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る11月20日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日12月2日から12月19日までの18日間と決定をいたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（森藤文男） ここで山川市長から御挨拶をいただきます。

市長、よろしくお願ひします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 皆様、おはようございます。

令和7年第4回郡上市議会定例会の開会に当たり、御挨拶並びに提案の御説明をさせていただきます。

本日、令和7年第4回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御健勝にて御参集いただき誠にありがとうございます。

提案説明に入ります前に、市政の動き等などにつきまして、数点の報告をさせていただきます。

本年度は全国健康福祉祭、通称ねんりんピックが10月18日から20日まで、この郡上市で行われました。

文化センターにおいては日本民謡、また高鷲の吠高原においてはラグビーフットボールという、全国からたくさんの年配のシニアの方にお集まりいただき、大成功に終わりました。関係者の皆様方、また参加していただいた方、市民の皆様に感謝申し上げます。

今回のねんりんピック、やはり年配の方がたくさん来ておられました。

ラグビーフットボール会場では、92歳という方から本当に60過ぎの方もたくさんおられました。この会場では、実は心肺停止例が1例出て、それに対して市の職員が大変素早く対応してくださったことから、一命を取り留め、大学のほうで手術を受けて、地元へ戻られたという具合に聞いております。

こういった90歳までのスポーツをみんなでやっていくと、また、日本民謡を楽しみながら自分たちのライフワークとして進められる、大変すばらしいことだと思います。

御年配の方におかれましては、これまでの知恵と経験、これを生かしていただいて、郡上にもそういうたくさんの持つておられるものを若い世代へと伝えていただきたいと思っています。

また、11月22日には、この議場におきまして、中学生ふれあい懇談会が行われました。

議員の皆様方にも御参加いただき、あの堂々とした中学生の発表、そして提案というものを聞いていただけたと思います。すばらしい発表がいっぱいありました。これからの郡上の将来を担うあの世代がどこまで成長しているのか、そしていろいろな出来事を自分ごととして考えてくれているあの中学生には大変感銘を受けました。

そういった中で、前回の議会中でございましたが、9月23日、「ミチトキテン」という20代、30代を中心とした若者が食の祭典に変わる大きなイベントとして白鳥町で開催をした、この「ミチトキテン」、4,000人が集まってくださったそうです。また、SNS等を通じて名古屋のほうからもたくさんの人が来てくださいました。いろいろな反省点はありましたが、これがまた来年以降も続いて、そしてこういった世代がこれから郡上を率いていきます。

その若者世代が中学生にも刺激を与え、そしてシニア世代の方にもこれからの郡上をどう引っ張っていくかという点でいろいろな御指導を受けながら、新しい郡上ができていくと思っています。

これまで郡上を引っ張ってきた大きな力の一つが青年団でした。しかし、青年団が消え、婦人会が消え、子ども会が消え、いろいろなものがなくなりました。

そういった中で、私はこの中学生、そして、「ミチトキテン」をやっていた20代、30代の若者たち、こういった「新青年団」、こういうグループがこれからの郡上市の人口減少に対してのいろいろな対応、そして、人を呼び寄せる力があると思っています。「新青年団」を育成していくことで、これからの郡上市の将来が決まると言っても過言ではないと思っております。

そういう中で、重ねてですが、御年配の皆さん、郡上市をこれまでつくってみえた皆様には、しっかりと見守っていただきながら、そしてお導きをいただいて、知恵と経験を伝えていただきたいという具合に考えております。

さて、本日御提案申し上げます案件は、財産の無償貸付の専決処分に関するものが1件、人事案件に関するものが1件、条例の新規制定、一部改正及び廃止に関するものが9件、令和7年度補正予算に関するものが8件、指定管理者の指定に関するものが3件、無償譲渡及び無償貸付に関するものが2件の計24件でございます。

なお、議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最後になりますが、職員の働き方改革を考える意味で、今年の御用納め式は24日、また、御用始めは1月6日といたしました。

職員の方で一年、一生懸命働いていただきましたので、それぞれの職場で融通を利かせ、早い式が、また遅い始め式がありますので、その間は休める方は休んで、長いお正月休みを取っていただけるよう、少しでもと思って働き方改革をすることといたしました。

以上で私の御挨拶とさせていただきます。

令和7年12月2日、郡上市長 山川弘保。

どうもありがとうございました。

○議長（森藤文男） ありがとうございました。

◎議案第116号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） それでは、日程3、議案第116号 専決処分した事件の承認について（財産の無償貸付について）を議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第116号 専決処分した事件の承認について（財産の無償貸付について）。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年10月31日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

1つ、貸付けした財産は土地です。

以降、所在、面積、地目を順に読み上げます。

郡上市美並町白山字宮切725番3、面積2,787.49平米、地目は宅地です。

以下は、所在と面積、全て地目が宅地でございますので、所在と面積のみを読み上げます。

725番の9は2.84平方メートル、725番の10は19.35平方メートル、761番2、15.07平方メートル、915番3、158.67平方メートル、917番7、80.58平方メートル、919番3、70.34平方メートル、919番4、45.44平方メートル、919番12、33.49平方メートル、919番13、116.98平方メートル、字が大坪の729番2は167.12平方メートル、合計で3,497.37平方メートルです。

2つ目に、貸付けの相手方は、福井県坂井市丸岡町下久米田38字33番、ゲンキー株式会社代表取締役社長藤永賢一氏です。

3番目に、無償貸付けの理由、旧美並庁舎跡地については、上記の事業者から、当該地に店舗を出店したいこと、土地は無償貸付けを条件に、建物の取壊し費用は事業者で負担する旨の提案がありました。市は、本提案を受け入れることとして、当該地を無償貸付けとするものでございます。

4番目に、契約の方法は事業用定期借地権契約。

5番、契約の期間は、令和7年11月1日から令和37年10月31日までの30年間です。

6番目、根拠法令は、記載のとおりです。

旧美並庁舎跡地については、去る6月議会で、ゲンキー株式会社の店舗出店地として活用する方針であること、また、店舗底地たる市有地については、無償での貸付けを条件にゲンキーが市有地、市所有の建造物の解体費用を負担するとの提案がありましたので、市はこの提案を受け入れることとして、6月の議会で、旧美並庁舎ほか3施設をゲンキー株式会社に無償譲渡することについて議決を賜りました。以降、市有地の未登記土地解消等を進めまして、本業務が完了したことから、10月31日付で底地の無償貸付けについて、議案のとおり専決処分をさせていただきました。

専決の理由は、1日でも早い店舗建設が地域要望にかなう市有地活用であり、早急な対応を図りたいと考えたためでございます。

なお、契約は、借地を事業用に供する場合に定める事業用定期借地権契約とし、先ほど説明のとおり30年間とさせていただきました。

今後は、取壊しが12月から始まりまして、令和8年9月開店を目標として工事を進める予定でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議案となっています議案第116号については、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） それでは、討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第116号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第116号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第117号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（森藤文男） 日程4、議案第117号 郡上市農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案117号につきまして説明をさせていただきます。

議案第117号 郡上市農業委員会委員の任命同意について。

郡上市農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

以下、候補者19名の方の住所、氏名を読み上げさせていただきます。なお、個人情報保護の観点から、住所は簡略、氏名は継承略とさせていただきますので、お願いいたします。

八幡町、大野一朗、八幡町、小林茂樹、大和町、池田源則、大和町、山田眞博、大和町、奥田英次、白鳥町、細田和美、白鳥町、猪島武男、白鳥町、鷺見与保、白鳥町、川崎和樹、高鷺町、上村美也夫、高鷺町、佐藤茂喜、美並町、小酒井寛三、美並町、古川昭二、明宝、和田武久、明宝、伊藤雅史、和良町、岩手明喜、和良町、兼山勉、八幡町、松田幸子、八幡町、佐藤守重。

農業委員会委員につきましては、法律により任期は3年、定数は郡上市条例により19名と定められておりまして、現農業委員会委員の任期が令和8年2月28日にて満了となるため、令和7年10月1日から同年10月28日まで、広報誌、市ホームページなどで公募と、自治会や農事改良組合などを通じて推薦を求めてまいりました。その結果、委員数19名に対し、同数19名の推薦があり、いずれも農業に関する見識を有し、職務を適切に行うことができると認められるため、議会の同意を求めらるるものであります。

候補者19名の方は、自治会長や農事改良組合長からの推薦18名、団体推薦が1名となっております。農業委員全体の4分の1の構成要件であります認定農業者、認定農業者に準ずる者の人数は7名で、要件を満たしております。また、非農業者が1名となっております。委員の任期につきましては、令和8年3月1日から令和11年2月28日までの3か年となります。同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。

（5番議員挙手）

○議長（森藤文男） 5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） ありがとうございます。5番 みずのまりです。

農業委員の任命に当たっては、認定農業者の過半数、中立委員の登用のほか、年齢、性別への配慮というものが、あくまで配慮事項として定められています。地方では、農業委員の超高齢化、そして激しい、著しいジェンダーバランスの問題が生じていまして、今の御説明にあった当市の農業委員を見ても、確かにそのような傾向が見てとれます。で、この超高齢化と著しいジェンダーバランスに関してどうお考えなのか、お考えをちょっとお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） みずの議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農業委員につきましては、女性の登用という立場からも、この農業委員についても女性の登用を図るようということで指導があるところでございます。

そうした中で、私ども郡上市の農業委員会事務局といたしましても、今回の募集等につきましても、女性の方を登用できるように、推薦等については女性の農業者の方等を御推薦いただけるようお願いはしたところではございますけれども、今回、残念ながらこういう結果になってしまったというところではございます。

ただ、そうはいいまして、今後ともそうした観点にまた留意しながら、登用については努力をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ御理解をいただきたいというふうに思いま

す。よろしくお願いいいたします。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第117号については、郡上市議会会議規則第37条3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第117号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第118号から議案第126号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程5、議案第118号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程13、議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてまでの9議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第118号でございます。

行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について。

行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、激甚化・頻発化する自然災害をはじめ、国の政策動向や社会情勢の変化など、多様な行政ニーズに的確かつ迅速に対応しなければならない一方で、今後も減少が見込まれる本市の推計人口や困難さを増す市職員の確保状況等を踏まえ、人口や職員数に見合った業務執行体制の確立等を目指し、組織機構の一部を改編するため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、末尾に資料を付けておりますので、まずはこちらで組織機構改革の全体像を説明させ

ていただきたいと思えます。

初めに、市長公室でございます。改編後は3課体制といたします。全市的な重要施策の企画立案及び調整に係る業務を効率的に行うため、企画課と政策推進課を統合し、企画政策課とし、政策決定と財政運営の連動を図るため、財政課を総務部から移管いたします。

次に、総務部で、4課体制といたします。災害時の備えや安心・安全な市民生活の確保に向け、総務課所管の防災などと企画課所管の公共交通を併せて、新たに防災安全課を設けます。また、総務課は、人事部門を統合し、総務人事課とし、加えて情報課を市長公室から移管をいたします。

次に、市民生活部ですが、市民生活に密着した業務を所管する部として新たに設けるもので、戸籍や住民登録、保険年金を所掌する市民課、地域づくりや市民協働を所掌する市民協働課、市税分野を所掌する税務課、環境分野を所掌する生活環境課の4課体制といたします。

健康福祉部は、市民生活部の設置により保険年金課を移管したことから、現体制より1課減って4課体制といたします。なお、児童家庭課は名称を変え、こども家庭課といたします。

産業観光部は、産業、経済、観光振興を一体的に進めるために、農林水産部と商工観光部を統合し、新たに設けるものでございます。農務水産課と畜産課を統合し、農水畜産課といたしますので、同部に属する課は4課となります。

建設水道部は、道路、河川、上下水道などインフラに関する整備や維持、管理などを所管する部として、建設部と環境水道部の上下水道部門を統合して新たに設けるものでございます。土木や水道の技術分野を集約することで、業務繁忙期などに職員配置を柔軟に整え、技術職員の負担軽減につなげたいと考えております。一体的・効率的に事業を推進するため、建設総務課、建設用地課、建設工務課を統合して建設課とし、水道総務課、水道工務課を統合して上下水道課といたします。都市住宅課と併せて3課体制となります。

教育委員会事務局は、スポーツ振興課と社会教育課を統合して生涯学習課とし、教育総務課、学校教育課と併せて3課体制といたします。

最後に、振興事務所ですが、現在は各振興事務所に所長及び副所長兼振興課長を配置しておりますが、白鳥を除く5地域について、所長が振興課長を兼ねることといたします。また、八幡地域については、八幡振興統括を八幡振興事務所長とし、各部と連携しながら同地域の振興施策に取り組みます。

以上が組織改編の全容となりますが、これらの実施に当たり、必要となる条例改正について、議案第118号を上程させていただいた次第でございます。

ページを戻っていただきまして、新旧対象表形式の改正文を御覧ください。

本議案は、郡上市内部組織設置条例など関連する7つの条例を一括して改正するものでございます。御覧のとおり、それぞれの条例を第1条から第7条まで条立てにして改正を行う手法を取って

おります。

第1条は、郡上市内部組織設置条例の一部改正でございます。本条例は、部の設置に関し、定めているもので、下線のとおり、部の改編とともに各部が所掌する事務を変更するものでございます。

なお、市長部局の課の設置は、郡上市行政組織規則で、教育委員会事務局の課の設置は、郡上市教育委員会事務局組織規則で定めておりますので、別途所要の規定の整備を行います。

第2条から第7条までは、組織改編による所管の変更等に対応するため、部や課の名称の修正を行うものでございます。

本条例は、令和8年4月1日から施行するものといたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） 議案第119号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出。郡上市長 山川弘保。

提案理由、国からの通知に基づき、本条例に規定する火災に関する警報が消防法上に定める警報であることを明確にするるとともに、林野火災の予防上注意を要する場合に、市長が林野火災に関する注意報を発することができる旨の規定を新たに設け、あわせて火の使用の制限及びその制限を行う区域の指定などに関し、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

タブレットを御覧いただきたいと思いますが、次ページより新旧対照表がございますが、3ページ飛ばしていただきまして、右上に議案第119号資料と明記をした消防庁次長名による発出文書を御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、本年2月26日に発生しました大船渡市の林野火災を受けて開催されました、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会の報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことに伴い、火災予防条例の一部を改正することとしたものでございます。

改正の要旨は4点でございます。

1点目に、火災予防条例の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしたこと。

2点目に、市長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとしたこと。

3点目に、市長は林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしたこと。

4点目に、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを

明確にしたことをごさいます。

施行日につきましては、令和8年1月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第120号について説明をさせていただきます。

議案第120号 郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。
郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、郡上市和良農産物加工施設を民間事業者に譲渡することに伴い、公の施設としての位置づけを廃止して普通財産とするため、この条例を定めようとするものであります。

ページを改めていただきまして、郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

郡上市和良農産物加工施設の設置及び管理に関する条例は、廃止する。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

資料のほうを御覧いただきたいと思いますが、最後のページのほうに、この施設の位置図が載っております。また後で、また別の議案で説明をさせていただきますが、この施設につきましては、和良の道の駅の奥側200メートルから300メートル奥に行ったところにある施設となります。こちらの施設についての条例についての廃止ということをお願いをするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、議案第121号をお願いします。

郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について。

郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由ですが、郡上市美並川の駅の指定管理解除に伴い、今後は指定管理の運用を行わず普通財産とするため、この条例を定めようとするもの。

資料により説明させていただきます。

今回上程させていただきました郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましては、廃止理由にありますとおり、施設の老朽化等の課題もありながら、現指定管理者から解除の申出があり、これを受理、取消しすることとしました。今後につきましては、指定管理と

しての施設運営を行わず、普通財産として利活用、廃止を含めた検討を行うために、本条例を廃止するものとなります。

位置図等によりまして、当該施設の場所等をつけさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

施行日につきましては、令和8年4月1日からとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上となります。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第122号 郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

郡上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営の基準に関する必要な事項を定めるため、この条例を定めようとするものです。

次のページから8ページまでが条例制定文となります。その後に説明資料を添付しておりますので、資料により説明をさせていただきます。

こども誰でも通園制度は、こども未来戦略に基づき新たに創設されることとなった、子育て家庭の支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づき、全国の自治体において実施することとなっております。

1、概要です。

対象は、生後6か月から満3歳未満の未就園児で、利用時間は月10時間以内、時間単位で利用可能です。現在、種別の一般型には、下の事業全体図、イメージ図の中央にあるように、在園児と合同とし、クラス内に利用枠を設け、専任保育士を配置する方法と、図右側のクラスとは別に専用室を設け、専任保育士を配置する方法があります。また、図左側は、在籍定員の空き枠を活用する余裕活用型となります。

こども誰でも通園制度と、既に実施されている一時預かり事業は、どちらも未就学児を短時間預かる仕組みですが、目的や利用条件に違いがあります。

下の表の左側が誰でも通園で、子どもの成長のために通うという考えが基本で、子どもの育ちを応援することを目的とし、保育者ニーズに関わらない利用で、令和8年度から全国どの自治体でも

共通で実施、月の利用時間の上限があり、生後6か月から満3歳未満の未就園児が対象となります。

一方、表右側が一時預かりですが、保護者の立場からの必要性、育児支援を目的とし、保護者ニーズが生じた際に利用、市町村が地域のニーズに応じ、事業として実施の判断を行い、利用時間の定めはなく、実施する市町村によって対象年齢や上限時間・日数を設定するものです。

次のページをお願いします。

2、条例制定根拠です。

児童福祉法第34条の16において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。

2項、市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

1号、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数。

2号、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるものとされています。

3、主な条例規定内容です。

第1条趣旨から第29条雑則まであり、内閣府令において従うべき基準と参酌すべき基準が規定されており、多くの場合は内閣府令の基準に準じて規定しております。

4、郡上市における実施内容の案です。こちらは、国からの通知が遅れているため、現時点での想定となります。

実施箇所、公立ではやまびこ園、私立園については実施園を調整中です。令和8年度は公立園のみの実施も想定しております。

利用時間、1人当たり月10時間、利用料、1時間当たり300円とし、利用定員・種別については、いずれも現在検討中となります。

条例制定文、8ページを御覧ください。

附則です。この条例は、令和8年4月1日から施行します。

続いて、議案第123号 郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、明宝保育園を明宝中学校へ移転・複合化することに伴う位置の変更及び、令和8年度から開始される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に対応する公立保育園の保育料に関する所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表になります。

位置について、表右側、改正前、「郡上市明宝畑佐192番地13」を、左側、改正後、「郡上市明宝二間手276番地」に改めます。

また、保育料について、3項に、下線部分、「児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業の保育料は、規則で定める。」を追加し、3項を4項に改め、下線部分「又は利用料」を「、利用料又は乳児等通園支援事業の保育料」に改めます。

次のページをお願いします。

説明資料となります。第2条関係の明宝保育園の位置の変更について、地図にて示しております。現在、明宝地域の東側、畑佐地区にある施設を、中央部の二間手地区内にある明宝中学校への移転・複合化を行います。

②、事業の経過となります。5月に実施設計業務契約、6月に工事監理業務契約を締結した後、複合化準備委員会、現地説明会を実施し、7月に工事受入契約を締結、10月末現在の進捗率は47.6%です。給食の外部搬入を行うため、構造改革特別区域申請をしております。

2、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の公立保育園での実施に係る保育料の規定は、第3条関係です。3項、4項の下線部分が改正箇所です。

②、利用料。利用料については、国が基準で定める1時間当たり300円で検討中です。

前のページの新旧対照表を御覧ください。

附則です。この条例は、令和8年4月1日から施行します。

続きまして、議案第124号 郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について。

郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、児童福祉法等の一部を改正する法律等により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表で、その次に資料を添付しておりますので、まずは資料を2点御説明させていただきます。

1、児童福祉法の一部改正に伴い、法引用条項の置き換えを行う改正。

影響を受ける市の条例は、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、郡上市放課

後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3条例となります。

改正内容は、法第33条の10に新たに第2項、第3項が加わったことにより、「法第33条の10各号」という条例における引用部分を「法第33条の10第1項各号」と表記する必要があることによるものです。

参考は、法第33条の10の改正後の条文となります。

次のページを御覧ください。

2、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正により、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替を規定する改正です。

1、影響を受ける市条例は、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、改正内容は、条例第17条第2項の規定に、母子保健法に定める健康診査を受けた場合は、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断を行わないことができる旨の規定を追加します。

新旧対照表の1ページを御覧ください。

1つ目の表、郡上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第25条の改正。

次の表、郡上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条は、児童福祉法の一部改正に伴い、法引用条項の置き換えを行う改正です。

第17条は、母子保健法に定める健康診査を受けた場合は、利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断を行わないことができる旨の規定を追加するものです。

次のページの下表になります。郡上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条は、児童福祉法の一部改正に伴い、法引用条項の置き換えを行う改正となります。

附則です。この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上となります。よろしくお願ひします。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第125号 郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、美並地域の小学校2校を統合し、「美並小学校」を新設するため、この条例を定めようとするものであります。

次のページ、新旧対照表を御覧ください。

右側、旧の別表第1中、「三城小学校」、「吉田小学校」を統合し、左側、新のように、「美並小学校」という名称の学校を新たに設置しようとするものであります。

なお、学校の位置は統合校の校舎等の整備箇所である郡南中学校の敷地内の番地とします。

なお、本条例の施行日は、統合による新たな学校の開校時期である令和10年4月1日とするものです。これは、統合または閉校に向けた所要の手續、施設整備のための補助金の申請、校歌や校章の決定のための準備を今のうちから進めていく必要があることから、本議会で議決をいただき、公に認められたものとした上で準備をしていくものです。

次に、添付しております資料について説明させていただきます。

今回、美並の新たな小学校の校名案を「美並小学校」としたことの理由や経緯等を示したものであります。

統合小学校の校名については公募とし、本年7月から8月に募集し、応募資格は美並町、八幡町（野々倉、小那比）在住者、美並地区内の在校児童・生徒・教職員、小中学校の卒業生として実施し、271件の応募をいただきました。

集計の結果は、漢字の「美並小学校」が最も多く、平仮名の「みなみ小学校」を含めると全体の42%となりました。

募集結果を踏まえ、統合準備委員会で校名案を「郡上市立美並小学校」とし、これを受け、教育委員会定例会において審議の上、統合準備委員会の案のとおり、「美並小学校」という名称について承認、そして、市長部局との協議を経て、今回条例提案させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第126号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、奨学資金の一時金貸付けの特例期間を削除し制度を常設化するとともに、一時金の貸付額を引き上げるため、この条例を定めようとするものでございます。

添付しております資料にて説明をさせていただきます。

改正理由につきましては、高等学校、大学等に入学を予定している者を対象に、奨学資金一時金貸付けの特例期間を削除し常設化すること、そして一時金貸付額を50万円以内から70万円以内にするための条例を整備するものです。

改正の背景としては、平成20年にリーマンショックを発端とする経済情勢の悪化により、家計支援策の一環として実施してまいりましたが、当初、平成20年度から平成22年度までの3か年としておりましたが、経済状況の回復の遅れや新型コロナの発生等により、3年ごとに延長を図ってまいりました。この間、一時金貸付けが定着してきたことや、入学準備に係る諸物価の上昇を踏まえ、一時金の貸付額を50万円以内から70万円に増額するとともに、特例期間の適用を条例改正して、常設化して運用を図るものでございます。

なお、施行日につきましては、令和8年4月1日です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第127号から議案第134号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程14、議案第127号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第4号）についてから、日程21、議案第134号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）についてまでの8議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 補正予算は8会計となります。

議案第127号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第4号）について、議案第128号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第129号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第130号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第131号 令和7年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）について、議案第132号 令和7年度郡上市財産区特別会計補正予算（第3号）について、議案第133号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第134号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

一般会計補正予算、1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,472万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ289億7,696万5,000円とする。

第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、変更となります。緊急防災・減債事業、補正後限度額を1億5,740万円に、辺地対策事業を同じく3億4,920万円に、過疎対策事業を14億1,950万円、起債合計は23億3,960万円とするものです。

では次に、国保会計の補正予算書、1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億896万7,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,439万1,000円とする。

次に、介護会計をお願いいたします。1ページです。

令和7年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ179万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,711万2,000円とする。

では次に、介護サービス会計をお願いいたします。

令和7年度郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ399万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,426万8,000円とする。

次に、鉄道会計をお願いいたします。

令和7年度郡上市の鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ245万4,000円とする。

では次に、財産区会計をお願いいたします。

令和7年度郡上市の財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,702万6,000円とする。

では次に、水道事業会計をお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款、水道事業収益に89万円を増額し、補正後予定額を13億7,382万円とする。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,955万8,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金3億2,392万8,000円及び減債積立金1,563万円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8億5,460万8,000円は、過年度及び当年度分損益勘定留保資金8億3,897万8,000円及び減債積立金1,563万円で補正するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款、資本的収入に2億5,495万円を追加し、補正後予定額を11億9,329万2,000円とし、

支出では、第1款、資本的支出に7億7,000万円を追加し、補正後予定額を20億4,790万円とします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、建設改良事業、補正後限度額を7億3,220万円とするものです。

では次に、病院事業会計をお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市病院事業会計予算第3条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業運転資金に充てるため、水道事業会計から長期借入金5億円を借り入れる。

収入第1款、市民病院事業収益に136万5,000円を追加し、補正後予定額31億9,861万7,000円とし、第2款、国保白鳥病院事業収益に215万円を追加し、12億5,429万9,000円とする。

支出第1款、郡上市市民病院事業費に136万5,000円を追加し、補正後予定額を33億3,468万6,000円とし、第2款、国保白鳥病院事業費に215万円を追加し、12億5,429万9,000円とする。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,201万2,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金2億5,201万2,000円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億7,216万9,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金4億7,216万9,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入第1款、郡上市市民病院事業資本的収入に463万5,000円を追加し、補正後予定額を3,980万円とし、第2款、国保白鳥病院事業資本的収入に177万4,000円を追加し、9,107万6,000円とする。

支出第1款、郡上市市民病院事業資本的支出に468万1,000円を追加し、4億1,675万3,000円、第2款、国保白鳥病院事業資本的支出に188万5,000円を追加し、補正後予定額を1億8,629万2,000円とするものです。

補正予算は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第127号から議案第134号までの8議案につきましては、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第127号から議案第134号までの8議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第127号から議案第134号までの8議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、12月3日午

後4時までには審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第127号から議案第134号までの8議案につきましては、12月3日午後4時までには審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時50分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午前10時36分)

○議長(森藤文男) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時50分)

○議長(森藤文男) ここで、粥川商工観光部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長(粥川 徹) 失礼します。先ほど上程させていただきました議案第121号 郡上市美並川の駅の設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきましてですが、議案書次ページにおきまして、改正条例文を添付しなければならなかったところ、失念しておりました。改めて議案データのほうを差し替えさせていただきます、条例文を添付させていただきました。大変申し訳ありませんでした。

◎議案第135号から議案第137号までについて(提案説明)

○議長(森藤文男) それでは、日程22、議案第135号 郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定についてから、日程24、議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長(田代吉広) それでは、議案135号をお願いいたします。

郡上市白鳥農畜産物処理加工施設及び郡上市白鳥ふれあいの館の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、施設の名称、郡上市白鳥農畜産物処理加工施設、郡上市白鳥ふれあいの館。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。
- 3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間であります。

資料としまして、指定管理施設の台帳のほうを添付しておりますので、そちらのほう御覧いただきたいと思えます。

こちらの2施設ですけれども、道の駅清流の里しろとりの施設内にございます。この施設内に木遊館がございますが、この木遊有館から長屋型で北に向かい建っておる施設となります。

まず、この郡上市白鳥農畜産物処理加工施設であります、こちらの一番北側の施設になります。通称、そばの源助さんと呼ばれる建物になります。構造は木造平屋造り、延べ床面積が90.72平米、建設の年度が平成14年、敷地につきましては借地となっております。

もう一つの施設でございますが、郡上市白鳥ふれあいの館、こちらでございますけれども、こちらについてはそばの源助さんの隣の施設になります。構造につきましては木造平屋造り、延べ床面積が127.94平米、建設年度が平成6年度、敷地につきましては借地というものでございます。

説明については以上になります。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、議案第136号をお願いします。

白山長滝公園ほか3施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、施設の名称ですが、白山長滝公園、白鳥地域特産物振興センター、白尾ふれあいパーク、郡上市白鳥木遊館の4施設となります。
- 2、指定する団体、郡上市白鳥町向小駄良693番地2、株式会社しろとり。
- 3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年という形とさせていただきます。

おめくりいただきまして、資料のほうに各施設の指定管理施設台帳のほうつけさせていただきますので、よろしく申し上げます。

初めに、白山長滝公園となりますが、こちらは道の駅白山文化の里長滝の施設となります。所在地、指定管理者、指定期間につきましては割愛させていただきますが、構造につきましては木造、延べ床面積が380.7平米、建設年度が平成29年、敷地所有につきましては市有地となっております。位置及び現況写真のほうを下部のほうにつけさせていただきますので、御確認いただきたい

と思います。

続きまして、白鳥地域特産物振興センター、こちらにつきましては道の駅清流の里しろとり内の施設となります。構造につきましては、鉄骨造、延べ床面積が986平米、建設年度が昭和62年、敷地につきましては一部が借地となっております。同様に、位置図と写真をつけさせていただきますので御確認ください。

おめくりいただきまして、施設名、白尾ふれあいパークです。こちらは道の駅となります。構造につきましては鉄骨造、延べ床面積が365.62平米、建設年度が平成9年度、敷地については借地となっております。

おめくりいただきまして、郡上市白鳥木遊館、こちらにつきましては、道の駅清流の里しろとり内の施設となります。構造につきましては木造、延べ床面積が804.44平米、建設年度が平成3年度、敷地につきましては一部借地となっております。同様に、位置図、写真のほうつけさせていただきますので、御確認くださいますようお願いいたします。

以上となります。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第137号 郡上市総合スポーツセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

- 1、施設の名称、郡上市総合スポーツセンター。
- 2、指定する団体、郡上市八幡町有坂644番地1、ドルフィン株式会社郡上支店。
- 3、指定の期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次のページの指定管理施設の台帳には、施設の状況等を記載しておりますので御確認ください。

次のページでございますが、郡上市指定管理者候補団体選定委員会の選定結果でございます。

当スポーツセンターにつきましては、郡上市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募しました。郡上市指定管理者候補団体選定委員会設置要綱に基づきまして、選定委員会を去る11月5日に開催し、その結果をまとめたものでございます。

10月1日から10月14日までを公募期間とし、その結果、応募されたのは、ドルフィン株式会社郡上支店1社でしたが、指定管理者としての適正を審査いたしました。選定委員会の構成は、委員会設置要綱に基づき、副市長以下、所定の部長及び関係職員とし、応募団体からも出席を求め、事業計画書等の説明を受けました。そして、申請内容及び提出された指定管理料を総合的に判断し、選定委員会としてドルフィン株式会社郡上支店を指定管理者候補団体として選定したものでござい

す。

ドルフィン株式会社郡上支店につきましては、スポーツセンターの指定管理を開始した平成18年度から今年度まで1期を5年とし、4期連続で指定管理者として管理運営を行っていただきました。その間、管理運営やスポーツに関する専門的な知識など、また、郡上市以外の複数の地域でも指定管理施設を抱える会社全体としてのノウハウを生かしながら、安全第一に施設運営を実施し、自主事業にも力を入れながら管理運営を展開いただいております。また、市内小学校5校がプールの老朽化等の理由によりまして、水泳事業をスポーツセンターで実施し、適切な指導を受けており、教育の場としても担っていただいております。利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく減少した令和2年度以降、徐々に回復しておる状況でございます。

なお、指定管理料については、今回提出された指定管理料が令和8年度につきましては6,241万1,000円で、令和7年度の年度協定が4,577万1,203円であることから増額となっております。こちらにつきましては、平成18年度1期目の指定管理料が4,500万円で、それ以降、消費税が変更になった折に増額したのみであったこととありますとか、さらにコロナ禍以降、燃料費の高騰、人件費の上昇等の影響により収支は令和元年度以降赤字で、令和6年度決算で1,800万円程度の赤字となっております。このため、本年4月より使用料の改定を行いました。これを踏まえても赤字を埋めることは難しい状況とは考えております。今後の燃料費等の状況や経費の削減状況を踏まえ、令和8年度予算に指定管理料を計上し、年度協定で指定管理料を定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第138号及び議案第139号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程25、議案第138号 財産の無償譲渡について（郡上市和良農産物加工施設）及び日程26、議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）の2議案を一括議題といたします。

順次説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第138号をお願いいたします。

議案第138号 財産の無償譲渡について（郡上市和良農産物加工施設）。

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237

条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長、山川弘保。

1、譲渡する財産（建物）、所在地、郡上市和良町野尻810番地、和良農産物加工施設、延べ床面積167.96平米、構造が木造平屋建てでございます。

2、譲渡の相手方、郡上市和良町宮地1155番地、和良の郷総合開発株式会社代表取締役池戸信夫。

3、譲渡の理由、和良農産物加工施設の効率活用を図るため、郡上市公共施設適正配置計画に基づき、地域経営組織が運営する民間事業者へ無償譲渡するものであります。

ページを改めていただきまして、施設等の管理台帳のほうをつけてございます。

構造等につきましては今御説明したところですが、建設年度につきましては平成10年度、それで、敷地につきましては市有地となっております。位置につきましては、先ほど説明をさせていただきましたとおり、道の駅から奥に向かって200メートルから300メートル行ったところにこの施設でございます。

こちらの施設につきましては、これまでも和良の郷総合開発株式会社のほうに指定管理を行っておりまして、こちらの施設で和良の名産であります長寿だんご等を加工しておるといような施設でございます。

これまでこちらの施設について、市のほうから指定管理料というものは支払いはされていないというものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、議案第139号お願いします。

議案第139号 財産の無償貸付について（旧郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設）。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

1、無償貸付けする財産（建物）となりますが、所在地、郡上市白鳥町前谷1080番地1。名称ですが、旧白鳥前谷自然活用総合管理施設宿泊棟としまして、床面積699.21平米、構造につきましては木造2階建てとなります。あわせまして、旧白鳥前谷自然活用総合管理施設のウッドィハウスとなります。床面積が106.57平米、木造1階建てとなります。

2、無償貸付けの相手方となりますが、大阪府大阪府中央区久太郎1丁目9番7号、株式会社IAOプランニング&デザイン代表取締役黒田将史。

3、無償貸付けの理由、本施設は現状において多くの修繕箇所が確認されており、今後も継続的な修繕費用の発生が見込まれておりますが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、本施設の運営に関して市からの財政的な負担が生じないことから、無償での貸付けとさせていただきたいと

考えております。

4、無償貸付けの方法ですが、プロポーザルによりまして使用貸借契約を結ばさせていただきます。

5、無償貸付けの期間、議決の日から令和17年3月31日までとさせていただきます。

資料のほうで説明をさせていただきますが、大まかなところにつきましては、既に説明をさせていただいております。貸付金額につきましては、今ほど説明をさせていただきました、無償ということでゼロ円という形を取らせていただきたいと思います。

裏面につきまして、位置図のほうで、白鳥町前谷にあります位置図及び当該管理施設の箇所のほうをつけさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎報告第16号について（報告・質疑）

○議長（森藤文男） 日程27、報告第16号 令和6年度郡上市病院事業会計予算事故繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

藤田市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） それでは、報告第16号をお願いします。

報告第16号 令和6年度郡上市病院事業会計予算事故繰越計算書の報告について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年12月2日提出、郡上市長 山川弘保。

次のページをお願いします。

地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定による事故繰越額として表を載せてございます。

款1郡上市市民病院事業費、項1医療費用、事業名は経営改善等支援事業に係る事業費（委託料）でございます。予算計上額1,508万1,000円、翌年度繰越し、今年度への繰越額としましては同額の1,508万1,000円でございます。経営改善に係る事業費として令和6年度予算で認めていただいたのですが、医療の実態把握や調査分析を進め、検討が必要となり、年度内の完了が困難となったため、繰越しをさせていただいたものであります。

この繰越報告につきましては、本来であれば6月議会で報告するのが本意ではございましたが、当方の認識不足により、今議会への報告となりましたことをおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 17番 野田でございます。報告いただきましたが、説明のところ、一番右側ですね。そこに5行ほど、さらなる調査及び検討が必要となったと。結構長い期間調査・検討していただいて、提言もいただく予定だったと思うんですが、具体的にどうしてさらなる、今までではできなかったのか、この期間内にできなかったのかというのをちょっと伺いたいと思います。

そして、見通しを併せて伺いたいと思います。いつ頃できるのか、報告できるのか。

以上です。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

藤田市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） 当事業につきましては、昨年度、今年の1月29日にプロポーザルを実施しました。そして、2月12日から事業着手ということで、株式会社麻生のほうへ計画策定のほうをお願いしたところではございますけども、その後、八幡病院との入院機能の統合とか、そういった事案がありましたので、そういったことも加味しながら経営改善の計画をつくっていただくというところで、若干、国からの承認が下りるまで変更する可能性があったということで、期間も延びておるのが一つのことでございます。

それから、7月31日には事業が完了しまして、計画は完了しまして、今、実行支援に移っていただいとるような状況ではございますので、よろしくお願いします。

（17番議員挙手）

○議長（森藤文男） 17番 野田かつひこ議員。

○17番（野田かつひこ） 八幡病院との統合がにわかには付け加わったという事情ですね。その辺は理解をしたいと思います。私、素人目から見ても大変な金額を支払ってのこの調査なんですね。そういう観点から、やっぱり速やかな結果をいただきたいと思います。あわせて引き続き御努力をお願いしたい。

○議長（森藤文男） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、報告第16号の報告を終わります。

◎議報告第14号及び議報告第15号について（報告）

○議長（森藤文男） 日程28、議報告第14号 諸般の報告について（議員派遣の報告）及び日程29、議報告第15号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）の2件を一括議題といたします。

議員派遣の報告及び例月出納検査の結果の報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出をされましたので、お目通しをいただき報告に代えます。

11月19日までに受理をいたしました請願につきましては、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたしましたので、報告をいたします。

◎散会の宣言

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会といたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

（午前11時16分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野 田 かつひこ